

令和2年6月9日

各務原市内介護サービス事業所 各位

いつもお世話になります。各務原市介護保険課施設指導係長の丸です。
日々新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。
ます。

介護保険最新情報 Vol.836（第11報）の問5にて示された、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合であっても居宅介護支援費の請求が可能であるという取扱いについて、各務原市における取扱いをまとめましたので通知します。

文中にも記載いたしましたが、今回の件につきましては全国的に自治体における解釈が割れています。

本市は県の御意見を踏まえて通知の通り取り扱うことといたしました。

この度は発出が大変遅くなり誠に申し訳ございませんでした。

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課

施設指導係長 大丸 隆志

TEL：058-383-2067 FAX：058-383-6365（代）

E-Mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（代）
